## 看護小規模多機能型居宅介護利用契約 重要事項説明書

作成日:2025年11月5日

### 1. 事業者概要(全社共通)

事業者名	ミモザ株式会社
代表者名	代表取締役 清水 亨
所在地	東京都品川区南品川二丁目2番5号

#### 2. 事業所概要

2. 争耒州恢安			
事業所の種類	指定看護小	規模多機能型	!居宅介護事業所
介護保険事業者指定番号	1490500269	1	
事業所名	ミモザ白寿	庵永田東	
所在地	神奈川県横	浜市南区永田	1東2-23-50
電話/FAX番号	(電話)045-	-325-9681/(F	AX)045-325-9682
管理者氏名	新井田博司		
事業所の目的	要介護状態	となった場合	においても通いを中心として、利用者
	の様態や希	望に応じて、	随時訪問や宿泊を組み合わせてサービ
	スを提供す	ることにより	、利用者の居宅における生活の継続を
	支援するこ	とを目的とす	<sup>-</sup> る。
事業所の運営方針	利用者の心	身の状況、希	望およびその置かれている環境、他の
			:福祉サービスの利用状況を把握し、そ
	の目標を設	定し、計画的	7に行うものとする。
開設年月日	2013年8月1		
設備の概要		個室	4室
	宿泊室	個室以外	0室
		合計	4室
	居間		2か所
	食堂		か所
	台所		か所
	浴室		Ⅰか所
	消防設備		非常灯、誘導灯、消火器、自動火災報知
	カラ政策		機、スプリンクラー設備
	その他		事務室、相談室
利用定員	登録定員		24名
	通いサービ		12名
	宿泊サービ		4名
	短期利用の	定員	登録者の宿泊サービスの利用者と登
			録者以外の短期利用の利用者の合計
			が、宿泊サービスの定員の範囲内で
			あること。
併設サービス	シニア住宅		
損害賠償責任保険加入先	あいおいニ	ッセイ同和損	害保険株式会社

### 3. 事業実施地域およびサービス提供時間

サービス提供地域	横浜市南区、保土ヶ谷	谷区、港南区、西区、中区、磯子区
営業日	365日	
サービス提供時間	通いサービス	9:45~16:00
	宿泊サービス	16:00~翌9:45
	訪問サービス	24時間

看護サービス	24時間

#### 4. 職員体制(主たる職員)

	職員	(人)	
職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	一人	\ /	介護従業者および業務の管理を行う。
(内、介護支援専門員兼務)	一人	$  \setminus   /  $	
(内、介護従業者兼務)	(八)	$  \setminus /  $	
(内、正看護師)	(0人)	X	
(内、保健師)	(0人)	$  \ / \  $	
(内、准看護師)	(0人)	/	
(内、他施設の職務兼務)	(0人)	/ \	
介護支援専門員	一人	0人	看護小規模多機能型居宅介護計画の作成
(内、介護従業者兼務)	(0人)	(0人)	にかかる業務を行う。
(内、保健師または看護師)	(0人)	(0人)	
(内、准看護師)	(0人)	(0人)	
介護従業者	3人	12人	ご利用者の介護や入浴・排泄・食事等生
(内、保健師または看護師)	(2人)	(5人)	活全般にかかる援助を行う。
(内、准看護師)	(0人)	(0人)	

<sup>※</sup> 厚生労働省の定める基準を遵守し、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員と して、上記の職種の職員を配置しています。

#### 5. 勤務体制

日中生活時間帯	厚生労働省の定める基準を遵守しております。
(6:00~22:00)	① 常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3またはそ
	の端数を増すごとに介護従業者を1人以上および訪問サー
	ビスの提供に当たる介護従業者を2人以上配置します(月ま
	たは4週の平均の常勤換算による方法によります。)。
	② 介護従業者のうち 人以上の者は、常勤の保健師または看
	護師とします。
	③ 介護従業者のうち保健師、看護師または准看護師(以下、
	「看護職員」といいます。)である者は、常勤換算方法で
	2.5以上とします。
	④ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる介護従業者
	のうち、I以上の者は、看護職員とします。
夜間及び深夜の時間帯	厚生労働省の定める基準を遵守しております。
(22:00~翌6:00)	① 夜勤に当たる介護従業者を 人以上配置します(ただし宿泊
	サービス利用者がいない場合は配置しないことがありま
	す。)。
	② 宿直に当たる介護従業者を1人以上配置します(原則オン
	コール対応とします。)。

#### 6. サービスおよび利用料等

#### 6-1.介護保険給付の対象となる料金

料金は本重要事項説明書の添付書類の通りです。なお住所変更により、利用者の住所が事業所の所在する市区町村でなくなった場合は、介護保険給付サービスは利用できなくなることがあります(事前に事業所にご相談ください。)。

#### 6-2. 保険の対象とはならない費用

保険の対象とはならない費用は本重要事項説明書の添付書類の通りです。

#### 7. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

電話番号	045-325-9681
受付時間	随時(当日朝の場合は、なるべく8時30分までにお願いします。)

#### 8. 利用にあたっての留意事項

共通	<b>事業所の敷地内では喫煙を原則遠慮していただいております。</b>
通いサービス	利用者の希望により、サービス提供時間をあらかじめ作成された看護小
囲いりっしへ	
	規模多機能型居宅介護計画に則り延長する場合の利用者の送迎に関して
	は、原則として利用者自ら、または家族等により送迎していただきま
	す。
宿泊サービス	長期宿泊を希望される場合において、複数の利用者が長期宿泊するなど
	他の利用者が適切に宿泊サービスを利用することができないことが予想
	される場合、当該長期宿泊を調整する場合があります。
訪問サービス	① 通院の付き添いは原則として、独居でお一人では通院が困難な方を対象
	とします。ただし事情によりご家族等で通院の付き添いが一時的に困難
	な場合は、ご相談に応じます。
	② 当事業所の職員が通院に付き添う場合の交通費は、当該ご利用者の負担
	となります。
	③ 独居でお一人では困難な場合に限り、買い物の支援とお部屋の清掃を行
	います。ただし事情によりご家族等で一時的に上記のことが困難な場合
	は、ご相談に応じます。
看護サービス	利用者の主治医の指示書に基づき、療養上の世話、必要な診療の補助に
	関することを行います。
短期利用	緊急に必要と認めた場合など一定の要件を満たした場合に、7日以内(や
	むを得ない事情がある場合は14日以内)だけ限定的に利用していただけま
	す。

#### 9. 研修

事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。また業務の執行体制についても検証・整備します。

① 採用時研修 採用後2か月以内

② 経験に応じた研修 随時

#### 10.緊急時における対応

- ・ 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の症状の急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治医または事業者の定めた協力医療機関に連絡する等の措置 を講じます。また主治医または事業者の定めた協力医療機関への連絡が困難である場合 には、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- ・ 上記の緊急事態が生じたとき、看護職員がいる場合にあっては、当該看護職員が必要に 応じて臨時応急の手当てを行います。

#### 11.事故発生時における対応

- ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の 家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事業者は上記の事故の状況および事故の際にとった措置について記録します。
- ・ 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

#### 12. 秘密保持と個人情報の保護

- ・ 事業者は、利用者およびその家族等(以下、「利用者等」といいます。)の秘密保持と個人情報の保護について、次の事項を遵守します。
  - ① 業務上で知りえた利用者等に関する秘密や個人情報を、具体的な方法を定めて保護します。
  - ② 秘密保持については、看護小規模多機能型居宅介護利用契約の履行中だけでなく、当該契約終了後も遵守します。
- ・ 事業者は、法令に基づく必要な措置をとるために、以下の場合に利用者等の個人情報を 関係者等に開示することがあります。
  - ① 利用者または第三者の生命・身体・健康・財産に危険がある場合。
  - ② 利用者のあらかじめの書面による同意がある場合。
  - ③ その他利用者等の個人情報を開示する正当な理由がある場合。

#### 13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	2024年12月6日
実施した評価機関の名称	運営推進会議
評価結果の開示状況	事業所内に掲示

#### 14. 身体拘束等の適正化

- ・ 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限 り、身体拘束を行う場合があります。
- ・ 上記の身体拘束を行うのは、以下の3つの要件をすべて満たしている場合に限ります。
  - ① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

- ③ 一時性
  - 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ・ 事業者は、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。しかし、その場合も速やか な解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過をご家族 等に報告します。
- ・ 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者 に周知します。
- ・ 事業者は上記の取り組みを適正に行うために、身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- · 事業者は、上記の取り組みを適正に行うために、年2回および入社時に身体的拘束等の適 正化のための研修を行います。

#### 15. 協力医療機関等

機関名	公益財団法人 明徳会 清水ヶ丘病院
診療科目	内科
所在地	神奈川県横浜市南区清水ヶ丘17

│ 機関名   │ 和田歯科病院
------------------

診療科目	歯科
所在地	神奈川県横浜市井土ヶ谷上町15-34

機関名	医療法人花咲会 介護老人保健施設 レストア横浜
サービス名	介護老人保健施設
所在地	神奈川県横浜市南区六ッ川3-5-1

#### 16. 苦情相談窓口並びに苦情処理の体制及び手続き

苦情相談窓口は下記の通りとなります。事業所苦情相談窓口又は本社苦情相談窓口の担当者が苦情を受けた場合、当該苦情に関する情報収集を行い、必要に応じて関係者と協議を行います。その結果、対応策の実施が必要となった場合には、速やかに実施します。

<b>り。 しい 加木、                                   </b>	の天地が父女となりに物目には、述べかに天地しより。
事業所苦情相談窓口	管理者 新井田博司(電話)045-325-9681 9:00~17:00
本社苦情相談窓口	お客様相談室 (電話)03-6712-8110 平日9:00~17:00
外部苦情申立て機関	神奈川県国民健康保険団体連合会
	(電話)045-329-3447
	はまふくコール(横浜市コールセンター)
	(電話)045-263-8084(土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)
	南区役所高齢・障害支援課
	(電話)045-341-1138 平日9:00~17:00
	保土ヶ谷区役所高齢・障害支援課
	(電話)045-334-6394 平日9:00~17:00
	港南区役所高齢・障害支援課
	(電話)045-847-8495 平日9:00~17:00
	西区役所高齢・障害支援課
	(電話)045-320-8491 平日9:00~17:00
	中区役所高齢・障害支援課
	(電話)045-224-8163 平日9:00~17:00
	磯子区役所高齢・障害支援課
	(電話)045-750-2494 平日9:00~17:00

#### 重要事項説明書の添付書類

- 介護保険の基本報酬
- 介護保険の加算報酬
- 介護保険の各種加算の説明
- 保険の対象とはならない費用一覧

当事業者は重要 重要事項の説明		模多機能型居宅介護のサービス内容および	ゾ
事業所名	ミモザ白寿庵永田東		
住所	神奈川県横浜市南区二丁目23番50	0号	
説明日	年月日		
説明者名		•	
(利用者) 私は本書面の交 <sup>ん</sup> す。	付と説明を受け、重要事項説明書	及びその添付書類の内容に同意いたしま	
住所			
氏名			
利用者は、心身	音の署名を代筆した場合)) の状況等により署名が出来ないた 、その署名を代筆しました。	め、利用者本人の意思を確認の上、私が利	钊
住所※			
氏名		(本人との関係:)	
※  住所は、利用	者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合	合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。	
(家族の代表または	利用者代理人(代理人がいる場合)	)	

(事業者)

住所※ロ

氏名

※ I 住所は、利用者本人と同じ場合は記入を省略できます。その場合は、住所欄に「本人と同じ」とご記入ください。

(本人との関係: )

## 介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

#### ①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.88円

#### ②基本料金(月額)

同一建物居住者以外の場合(月額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護Ⅰ	12,447	13,543 円	27,085 円	40,627 円	
要介護2	17,415	18,948 円	37,895 円	56,843 円	
要介護3	24,481	26,636 円	53,271 円	79,906 円	
要介護4	27,766	30,210 円	60,419 円	90,629 円	
要介護5	31,408	34,172 円	68,344 円	102,516円	

#### 短期利用の場合(日額)

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	571	622 円	1,243 円	1,864 円	
要介護2	638	695 円	1,389円	2,083 円	
要介護3	706	769 円	1,537 円	2,305 円	
要介護4	773	841 円	1,682 円	2,523 円	
要介護5	839	913 円	1,826 円	2,739 円	

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ① ②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

## 介護保険の加算報酬(2025年4月1日以降)

#### ①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.88円

#### ②各種加算等

加算の名称	単位数	自己負担			備考
加升砂石物	平位奴	( 割)	(2割)	(3割)	用づ
初期加算	30	33 円	66 円	98 円	30日分
認知症加算(III)	760	827 円	1,654 円	2,481 円	
認知症加算(IV)	460	501 円	1,001円	1,502円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218 円	436 円	653 円	日単位
退院時共同指導加算	600	653 円	1,306円	1,959 円	回又は2回
緊急時対応加算	774	843 円	1,685 円	2,527 円	
特別管理加算(I)	500	544 円	1,088 円	1,632 円	
特別管理加算(II)	250	272 円	544 円	816 円	
ターミナルケア加算	2500	2,720 円	5,440 円	8,160円	死亡月
訪問体制強化加算	1000	1,088円	2,176円	3,264 円	
総合マネジメント体制強化加算(I)	1200	1,306円	2,612 円	3,917 円	
サービス提供体制強化加算(I)	750	816 円	1,632 円	2,448 円	
短期利用時	25	28 円	55 円	82 円	日単位
介護職員等処遇改善加算(I)	か月に利用	したサービスの約	総単位数に対し	て加算(14.9%)	

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は短期利用時のみです。短期利用時に算定される加 算は当該加算と介護職員等処遇改善加算のみとなります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ① ②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

# 介護保険の各種加算の説明(2025年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
初期加算	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所
	への入院後に利用を再び開始した場合(1日当たり)。
認知症加算(III)	認知症日常生活自立度III、IV又はMの方に介護を行う場合
認知症加算(IV)	要介護度区分が要介護2であり、認知症日常生活自立度IIの
ng//- /II/3- <del>/ /</del> (11)	方に介護を行う場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用時において、医師が緊急に利用することが適当であ
	ると判断した場合(1日当たり。7日を限度。)
退院時共同指導加算	退院又は退所するに当たり、看護職員等が退院時共同指導を
***	行った後、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合
	24時間連絡できる体制である事業所において、計画にない緊
緊急時対応加算	急時における訪問看護サービス又は宿泊サービスを行う際
	に、利用者に当該加算を算定する旨を説明し、同意を得た上
	で、当該サービスを行った場合
特别答理加答(T)	厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方((平成27年厚生
特別管理加算(I)	労働省告示94号54)のイに該当する状態にある者)で病状に応
	じ計画的な管理を行った場合に加算
特別管理加算(II)	厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方((平成27年厚生
行列官垤加昇(II)	労働省告示94号54)のロ〜ホに該当する状態にある者)で病状
	に応じ計画的な管理を行った場合に加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを
ターミナルケア加算	光に日及び死に日前14日以内に2日以上ターミナルケデを 行った場合(死亡月に限る)
	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。
	○訪問看護を除く訪問サービスの提供にあたる常勤の職員を
訪問体制強化加算	2名以上配置すること
奶的杯的蛋10加升	○同一建物への訪問を除いた月の述べ訪問回数が200回以上
	であること
	次のいずれも満たす場合に算定する加算です(1月当たり)。
	○多職種協働による個別サービス計画の随時適切な見直し
	○地域交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加
	○利用者及び利用者と関わりのある地域住民等からの相談体
	制の構築
	〇居宅サービス計画にインフォーマルサービスを必要に応じ
	て位置づけていること
総合マネジメント体制強化加算(I)	○「地域資源の効果的な活用」、「世代間の交流の場の設
	置」、「認知症や介護に関する事例検討会や研修会等の定期
	的な実施」又は「市町村が実施する通いの場や在宅医療・介
	護連携推進事業等の地域支援事業等に参加」のいずれかを実
	施
	○ ○地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所
	が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情
	報提供を行っていること
	前年度の職員体制による加算(介護福祉士の比率が70%以上ま
サービス提供体制強化加算(I)	たは勤続10年以上介護福祉士の比率25%以上のいずれかを満
• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

# 介護保険の各種加算の説明(2025年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
介護職員等処遇改善加算(I)	介護福祉士の配置等要件、職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

# 保険の対象とはならない費用一覧(2022年12月1日以降)

名称	内容	備考
食事費	朝食:350円、昼食:650円、夕食:750円 (食材・調理費を含む。)	
宿泊に要する費用	1泊3,000円	
日常生活費	日常生活において通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められる費用は、その実費を徴収する。	